

改正案	現行
<p style="text-align: center;">青森県覚醒剤取締法施行細則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十号）以下「法」という。）の施行については、覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（平一二規則八三・一部改正）</p> <p>（書類の様式）</p> <p>第二条 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者（以下「覚醒剤施用機関等」という。）に関する次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法第九条第二項若しくは第三項又は第三十条の四第一項の規定による覚醒剤施用機関等の廃止届第一号様式</p> <p>二 法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関等の指定証再交付申請書 第三号様式</p> <p>三 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関等の指定証再交付申請書 第三号様式</p> <p>四 法第十二条第二項又は第三項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関等の指定証記載事項変更届 第四号様式</p> <p>五 法第二十三条又は第三十条の十四第一項の規定による事故届 第五号様式</p> <p>六 法第二十四条第一項又は第三十条の十五第一項の規定による覚醒剤（覚醒剤原料）保有届 第六号様式</p>	<p style="text-align: center;">青森県覚せい剤取締法施行細則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）以下「法」という。）の施行については、覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（平一二規則八三・一部改正）</p> <p>（書類の様式）</p> <p>第二条 覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者（以下「覚せい剤施用機関等」という。）に関する次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法第九条第二項若しくは第三項又は第三十条の四第一項の規定による覚せい剤施用機関等の廃止届第一号様式</p> <p>二 法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定証再交付申請書 第三号様式</p> <p>三 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定証再交付申請書 第三号様式</p> <p>四 法第十二条第二項又は第三項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定証記載事項変更届 第四号様式</p> <p>五 法第二十三条又は第三十条の十四の規定による事故届 第五号様式</p> <p>六 法第二十四条第一項又は第三十条の十五第一項の規定による覚せい剤（覚せい剤原料）保有届 第六号様式</p>

改正案	現行
<p>七 法第二十四条第二項又は第三十条の十五第二項の規定による<u>覚醒剤(覚醒剤原料)譲渡報告書</u> 第七号様式</p> <p>八 法第二十八条第一項又は第三十条の十七第二項の規定により<u>覚醒剤施用機関等</u>の備える帳簿 第八号様式</p> <p>九 法第三十条の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>の管理者九又は<u>覚醒剤研究者</u>の報告書 第九号様式</p> <p>(平一二規則八三・一部改正) (書類の提出部数及び經由)</p> <p>第三条 法及び<u>覚醒剤取締法施行規則</u>により提出する書類の部数は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出するものにあつては正副四通、知事に提出するものにあつては正副二通とする。ただし、指定証にあつては、一通とする。</p> <p>2 前項の書類は、当該書類に係る製造所、病院、診療所、研究所、業務所、<u>覚せい剤保管営業所又は覚せい剤原料</u>の保管場所の所在地を管轄する地域県民局長を經由して提出しなければならない。</p>	<p>七 法第二十四条第二項又は第三十条の十五第二項の規定による<u>覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書</u> 第七号様式</p> <p>八 法第二十八条第一項又は第三十条の十七第二項の規定により<u>覚せい剤施用機関等</u>の備える帳簿 第八号様式</p> <p>九 法第三十条の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>の管理者又は<u>覚せい剤研究者</u>の報告書 第九号様式</p> <p>(平一二規則八三・一部改正) (書類の提出部数及び經由)</p> <p>第三条 法及び<u>覚せい剤取締法施行規則</u>により提出する書類の部数は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出するものにあつては正副四通、知事に提出するものにあつては正副二通とする。ただし、指定証にあつては、一通とする。</p> <p>2 前項の書類は、当該書類に係る製造所、病院、診療所、研究所、業務所、<u>覚せい剤保管営業所又は覚せい剤原料</u>の保管場所の所在地を管轄する地域県民局長を經由して提出しなければならない。</p>